

平成 26 年 度
軽量 Ruby 技術者育成事業
募 集 要 領
(第二次募集)

平成 26 年 8 月

【事業実施者】

福岡県商工部新産業振興課 Ruby・コンテンツ班

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東1丁目17-1

福岡県福岡東総合庁舎5階

(福岡県 Ruby・コンテンツ産業振興センター内)

TEL : 092-483-1225

FAX : 092-483-1216

【事業推進機関】

特定非営利活動法人 軽量 Ruby フォーラム

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東1丁目17-1

福岡県福岡東総合庁舎5階

(福岡県 Ruby・コンテンツ産業振興センター内)

TEL : 092-483-7770

FAX : 092-483-7770

1 事業の目的

本事業は、組込みシステム開発の課題を解決する IT 融合時代の新しいプログラミング言語として開発された、福岡発「軽量 Ruby(mruby)」の導入を検討する企業等で求職者を雇用し、当該企業等（以下、「協力企業」という。）での OJT の実施及び特定非営利活動法人軽量 Ruby フォーラム（以下、「事業推進機関」という。）が行う軽量 Ruby 技術研修により軽量 Ruby 技術者を育成し、事業終了後の協力企業への正規雇用と軽量 Ruby の普及を図ることを目的とします。

2 募集事業の概要

本事業によって雇用する求職者（以下、「新規雇用者」という。）に対して「軽量 Ruby」技術者育成の為に OJT 訓練を実施する協力企業を募集します。

① 協力企業が実施する OJT 訓練

協力企業と事業推進機関は「求職者人材育成委託契約」を結びます。

OJT 計画に基づき実施される OJT の経費として、最大 316 千円/人・月（税込額）が最長 6 ヶ月間支給されます。

事業推進機関は OJT の進捗を確認します。

② 事業推進機関が実施する軽量 Ruby 技術研修

協力企業の新規雇用者に対して、組込み基礎、Ruby 基礎、Ruby 応用、mruby 基礎、mruby 応用からなる 10 日間の研修カリキュラムを実施します。

③ 正規雇用につながる新規雇用者の雇用

協力企業は OJT 終了後、新規雇用者を正規雇用することが求められます。

正規雇用する新規雇用者として平成 26 年度第二次募集では 5 名を予定しています。

3 協力企業について

協力企業は次の①～⑦の条件をすべて満たすものとします。

- ① 福岡県に本社又は支社等があり、当該本社又は支社等にて OJT を実施すること。
- ② 雇用する技術者への OJT 計画が事業の目的に合致しており、適切であること。
- ③ 事業終了後、求職者を正規雇用した上で継続雇用に努めるものとする。
- ④ 本事業の委託契約締結時点で福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議会員であること。

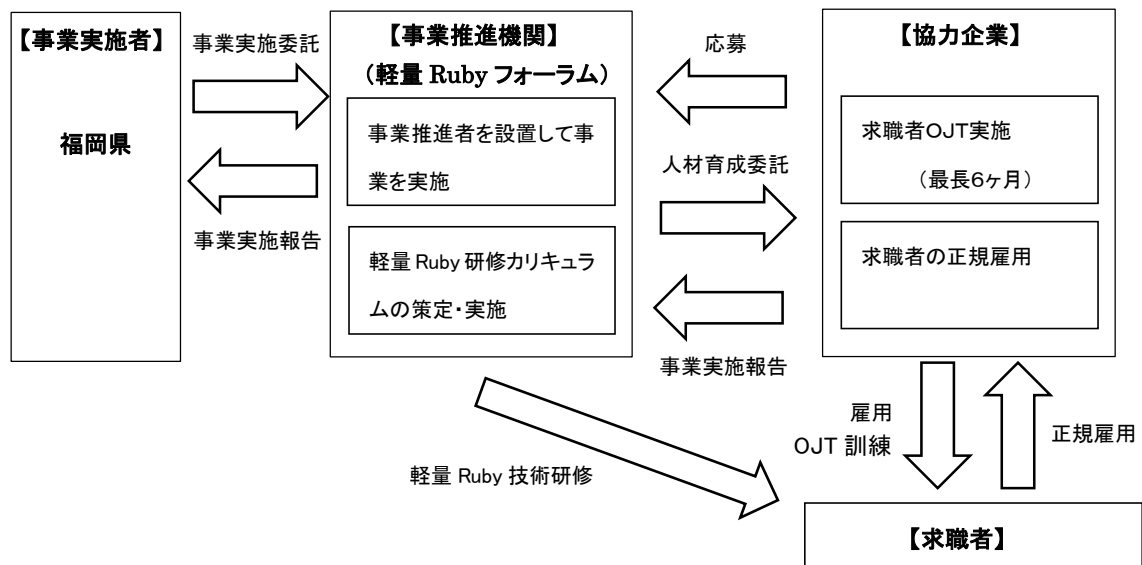
URL : <http://www.digitalfukuoka.jp/>

- ⑤ 公租公課、社会保険料を滞納していないこと。
- ⑥ 次のいずれにも該当する事業者であること。
 - (ア) 雇用保険適用事業所の事業者であること。
 - (イ) 助成金の交付等に係る審査に協力する事業者であること。

- (ウ) 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、協力企業応募の日から3年以内に不正受給をした事業者でないこと。
 - (エ) 労働保険料を滞納している事業者でないこと。
 - (オ) 協力企業応募の日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業者であること。
 - (カ) 性風俗関連営業、接待等を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
 - (キ) 業務委託契約の締結日の時点で倒産している事業者でないこと。
- ⑦ 次のいずれにも該当しない事業者であること。
- (ア) 暴力団
 - (イ) 暴力団員が役員となっている団体又は事業者
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体又は事業者

4 事業の実施方法

協力企業は事業推進機関との間で OJT 実施に関する求職者人材育成委託契約を締結していただきます。協力企業は、地域内の求職者を新規に雇用し、採択された OJT 計画に従い、OJT を実施します。



5 事業実施期間

原則として、契約締結日から平成27年2月28日までとします。

なお、この場合において、協力企業の本事業にかかる対象経費の支払についても、平成27年2月28日までに完了してください。

但し、経費の額が確定しており、事業期間中に支払うことが出来ないことに相応の理由があると認められるものを除きます。

6 事業実施に伴う雇用

(1) 雇用対象者

本事業における雇用対象者は、福岡県内で求職していることが明らかな、下記のいずれかに該当する求職者とします。

① 失業者

失業者とは「労働の意思・能力を有し、求職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない者」を指し、ハローワークにおいて求職の申込を行っている者はもちろん、求職申込をしていない求職者も対象とします。

② 正規への雇い替えを前提とした非正規雇用従業員

③ UIJ ターン希望者を含む在職求職者

(2) 雇用条件

求職者の雇用は、**雇用保険の対象労働者**であることが条件となります。有期雇用の場合は、継続を前提としなければなりません。

(3) 雇用期間

本事業完了後は、正規雇用した上で継続雇用に努めていただきます。

(4) 求人方法

協力企業は、事業に必要な求職者を、ハローワーク（必須）を始め、自社のホームページ等、縁故以外の何らかの形で公募していただきます。

7 対象となる経費（委託費）

支援（委託）対象の経費は、新規雇用者の人件費と「軽量 Ruby」技術者育成の為のOJT 訓練に係る事業費の一部（新規雇用者の人件費総額を上限）とします。

委託費の上限は一人一月当たり 316 千円（税込額）であり、OJT 計画書に基づき最長 6 ヶ月間支給されます。

新規雇用者の人件費は、給与（通勤手当、超過勤務手当等を含む）、及び、法定福利費として労働保険料（労災保険、雇用保険）、社会保険料（健康保険、厚生年金保険、介護保険）等の事業主負担分を含む経費を指します。また、人件費にかかる消費税についても人件費として計上します。但し、賞与、住居手当、退職引当金等は対象としません。人件費の根拠資料として給与規定、賃金台帳、勤務表の写し、業務日誌などが必要となります。

支援対象となる事業費は、OJT 実施に必要な経費（新規雇用者の教育費用、材料費、賃借料、新規雇用者分を除く人件費等）で、領収書等で確認できるものを対象とします。OJT 指導者など新規雇用者分を除く人件費を計上する場合には、別途、根拠資料が必要となります。講師謝金などの外部研修費用は、その妥当性が確認できる根拠資料及び実施報告書などが必要となります。尚、銀行の振込手数料、委託業務とは直接関係ない経費や、備品の購入など協力企業の財産取得となる経費は対象外とします。

8 事業の採択

応募申請書類にて OJT 計画書を基に、随時、次の視点で公平かつ公正に審査し、平成 26 年度第二次募集実施予定数の範囲内で協力企業を決定します。審査の結果については、応募より 2 週間以内を目途に通知する予定です。

<審査の視点>

○ 雇用の確保

- ・新規雇用者の雇用形態が妥当であるか。
- ・事業期間終了後も継続的に新規雇用者を正規雇用する見込みがあるか。
- ・新規雇用者の募集方法、スケジュールや採用がうまく進まなかった際のリスク対策が具体的であるか。

○ OJT 訓練の内容

- ・軽量 Ruby 技術者の育成を主たる目的とした OJT であるか。
- ・新規雇用者に求めるスキルへの育成方法が明確であるか。
- ・新規雇用者が従事する業務が明確であるか。

○ 実施の妥当性

- ・OJT スケジュール、コスト、目標等が適切なものであるか。
- ・必要かつ適正な OJT 実施体制（人員、業務分担等）であるか。
- ・OJT 全体の作業工数や各工程における成果物等が明確であるか。

9 応募要領

(1) 提出期間

第二次募集として、下記の期間に申込を受け付けます。

申込期間 : 平成 26 年 8 月 4 日 (月) ~ 8 月 22 日 (金)

(2) 提出方法

申し込み期間内に郵送（8 月 22 日必着）、又は、持参してください。

持参の場合は、メール又は電話にて事前に時間を調整の上お出てください。

平日（土日、祝日を除く）の午前 10 時から午後 5 時までを受け付け時間とします。

① 郵送の場合

提出場所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 1 丁目 1 7 - 1
福岡県 Ruby・コンテンツ産業振興センター
特定非営利活動法人 軽量 Ruby フォーラム

② 持参の場合 1

提出場所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 1 丁目 1 7 - 1
福岡県 Ruby・コンテンツ産業振興センター

5階 シェアードオフィス

特定非営利活動法人 軽量 Ruby フォーラム

③ 持参の場合2 (②が不在の場合のみ)

提出場所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目17-1
福岡県 Ruby・コンテンツ産業振興センター
4階 オフィス11
特定非営利活動法人 AIP

(3) 提出書類

No.	書類	部数
1	協力企業応募書、企業の概要、事業計画書、OJTにかかる経費の見積書	1
2	直近2期分の決算書又は事業報告書 ※2期分が無い場合は収支状況がわかるもの	1
3	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し ※個人事業主の場合は、個人事業の開廃業届出書の控えの写し （税務署の受付員が押印されているもの）	1
4	県税に未納がないことの証明書（福岡県の県税事務所が発行したもの） ※「納税証明書」ではありませんのでご注意ください	1
5	直近の労働保険・社会保険（強制適用事業所である場合）の保険料領収書の控え	1

※ その他県が指定する書類を提出していただく場合があります。

10 採択結果の通知、再募集など

第二次募集分の採択結果は、応募後2週間以内に、電話又は電子メールにてお知らせします。（決定通知は後日郵送となります）

第二次募集の結果、実施予定数に達しない場合は、再募集を行うことがあります。

実施予定数に達した場合、また、再募集を行う場合には、軽量 Ruby フォーラムのホームページにて告知いたします。

11 契約・支払いについて

採択された企業等は事業推進機関と委託契約を締結します。

委託費のお支払いについては、原則、精算払いにて行います。精算払いの支払額は、委託費の精算額となります。精算払いの支払時期はOJT計画により異なりますが、平成27年3月を期限とします。但し、請求書類に不備があった場合は支払が遅れることがあります。

概算払いは、新規雇用者を採用した時点で、委託費のうちの人件費の8割を限度として申請が可能です。

12 採択者に課せられる責務

本事業に採択された場合は、次の条件を守らなければなりません。

- (1) 求職者を雇用した場合には、速やかに事業推進機関に報告するとともに、雇用契約書、及び、新規雇用者確認票などの書類を提出し、事業推進機関の承認を受けることが必要となります。
- (2) 採択後、事業内容の変更、廃止等をしなければならない事由が発生した場合、特に、雇用予定人数を確保するのが難しいと判明した場合には、速やかに事業推進機関に報告・相談するとともに、事業推進機関の承認を受けなければなりません。
- (3) 事業終了後10日以内に、実績報告書を提出すること。
なお、事業に係る経理関係の証拠書類、労働関係帳簿書類及び作業日誌等を整理し、事業終了後5年間保存していただきます。(必要に応じ提出を求められることがあります。)
- (4) 違反等が判明した場合、原則として委託契約を解除し、委託費の支払を中止または返還していただくこととなります。この場合、損害賠償を求めることもあります。
- (5) その他、事業推進機関が求める場合には事業について報告が必要となります。

13 お問い合わせ先

特定非営利活動法人 軽量 Ruby フォーラム

URL <http://forum.mruby.org/>

担当：武井（事業推進者） E-Mail takei@mruby.org

住所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目17-1
福岡県福岡東総合庁舎5階
(福岡県 Ruby・コンテンツ産業振興センター内)

電話 092-483-7770 受付 10:00~17:00 (土日、祝日を除く)

14 実施スケジュール(案)

日程		業務	
8月	4日		第二次募集応募受付開始
8月	22日		第二次募集応募受付終了 → 内定通知 → 求職者人材育成委託契約 締結開始 → 雇用開始
9月	事業実施期間 OJT研修(最長6ヶ月) 軽量Ruby研修		・OJT研修は、雇用から2月までの間で実施 (最長6ヶ月間)
10月			・軽量Ruby研修は、9月～11月の期間内で実施 予定
11月			
12月			
1月			
2月			事業実施報告 委託額確定
3月			委託費精算払